

私立小・中学校等に通う児童・生徒等へ 「給食費相当額」を支給

長引く物価高騰への対策や、給食費無償化に向けて具体的方策を検討するとして国の動向を踏まえ、令和5年9月から区立小・中学校の給食費を不徴収としています。

各家庭において物価高騰等による経済負担が増している状況を踏まえ、学校種別によらず、子ども達が安心して学べる環境を整えるため、私立小・中学校等に通う児童・生徒等を対象とした給食費相当額支給を開始します。

1 事業概要

(1) 対象

以下①～③の全てに該当する子ども

①各基準日に港区に住民登録があること

②当該年度に小学1年生から中学3年生の学齢であること

③港区立小・中学校に在籍していないこと

※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外とします。

・生活保護、就学援助等により給食費相当額の支援を受けている場合

・現在通っている学校で給食費が無償化されている場合

(2) 支給金額

小学生 年額 74,800 円 中学生 年額 88,000 円

(3) 支給人数

小学生 約 4,000 人 中学生 約 4,100 人

(4) 実施方法

各基準日における対象者に申請書類を送付し、支給金額を指定口座へ振り込みます。

支給は、原則として年3回（各基準日ごと）行います。

ただし、令和8年度は制度開始初年度のため遡及支給とし、年2回にまとめて支給します。

(5) スケジュール

令和8年11月 申請書類の送付開始

12月 口座への入金を開始

2 補正予算額

7億1,247万円

